

## 新庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書等に関する質問書への回答

令和7年7月3日時点

新庁舎整備推進室

No.	書類名称	項番号	質問事項	回答
1	河内町新庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領  河内町新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書（案）	2ページ 6 (1)  4ページ II (3)	6. 参加の要件 (1) 配置技術者について建築（構造）分野の主任技術者は一級建築士であること、との標記があります。 また電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者への資格が標記されていません。  (3) 配置予定者の資格要件 b.2) 建築（構造）主任担当技術者は構造設計一級建築士とあります。 また電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は設備設計一級建築士とあります。 上記の実施要領、特記仕様書どちらの資格が正しいでしょうか。	「主任担当技術者の資格要件」について、実施要領および特記仕様書にて記載内容に一部差異がありましたので訂正いたします。 本業務における主任技術者の資格要件については、下記のとおりといたします。 ・本業務の建築（構造）主任担当技術者 特記仕様書においては「構造設計一級建築士」と記載しておりますが、これに加え、一級建築士の資格を有する方も配置可能とします。 ・電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者 特記仕様書においては「設備設計一級建築士」と記載しておりますが、これに加え、建築設備士の資格を有する方も配置可能とします。  なお、今回の業務は、設計の高度化・複雑化に加え、耐震性や環境性能への対応が求められますので、各分野において十分な専門資格と実務経験を有する技術者の配置をお願いいたします。

No.	書類名称	項番号	質問事項	回答
2	河内町新庁舎建設基本設計 業務委託特記仕様書（案）	4ページ (3)	配置技術者の資格によっては代表構成員所属の技術者 だけとなる可能性があります構成員の技術者が記載 されなくてもよろしいのでしょうか。	要件を満たす資格を所有していれば、代表構成員に所 属する技術者のみでも可能であり、自由に構成して下 さい。
3	河内町新庁舎建設基本設計 業務委託公募型プロポーザ ル実施要領	2ページ 5 (3) ①	代表構成員の要件のうち①イの業務 記載にある庁舎 などとありますが、などの範囲について国発注の設計 業務を行いました。これを記載にある庁舎などのな どと見なされますのかお伺いします。	左記ご質問について、資料を確認し協議した結果、当 該施設は国が所管する公共施設であり、庁舎に類する 機能も有していることから、当該施設は要件に該当す るものと判断いたします。